

市長、副市長の給料の額の規定方法（他都市の状況）

| 他都市         |     | 条例の規定の方法                      |
|-------------|-----|-------------------------------|
| 東北県庁<br>所在市 | 盛岡市 | 市長：給料月額を規定<br>副市長：給料月額の上限額を規定 |
|             | 秋田市 | 市長・副市長：給料月額を規定                |
|             | 仙台市 | 市長・副市長：給料月額を規定                |
|             | 山形市 | 市長・副市長：給料月額を規定                |
|             | 福島市 | 市長・副市長：給料月額を規定                |
| 青森県内        | 弘前市 | 市長・副市長：給料月額を規定                |
|             | 八戸市 | 市長・副市長：給料月額を規定                |
| 青森市         |     | 市長・副市長：給料月額の上限額を規定            |

【条例上の規定例】

「市長等の給料月額は、別表のとおりとする。」

【条例附則の規定例】

「平成 年 月 日から平成 年 月 日までに限り、市長の給料月額は、別表に定める額にかかわらず、 円とする。」